四　附属書Ⅰを改正した全文は、以下のとおりである。

附属書Ⅰ

第一部　原加盟国の地位を得る資格を有する国

第一区分

オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ
デンマーク
フィンランド
フランス
ドイツ
アイルランド
イタリア
ルクセンブルク
日本国
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
スペイン
スウェーデン
スイス
英国
アメリカ合衆国

第二区分

アルジェリア
ガボン
インドネシア
イラン
イラク
クウェート
リビア
ナイジェリア
カタール
サウジアラビア
アラブ首長国連邦
ベネズエラ

第三区分

アルゼンチン
バングラデシュ
ボリビア
ボツワナ
ブラジル
カメルーン
カーボベルデ
チャド
チリ
コロンビア
コンゴ共和国
コスタリカ
キューバ
ドミニカ共和国
エクアドル
エジプト
エルサルバドル
エチオピア
ガーナ
ギリシャ
グアテマラ
ギニア
ハイチ
ホンジュラス
インド
イスラエル（注1）
ジャマイカ
ケニア
リベリア
マリ
マルタ
メキシコ
モロッコ
ニカラグア
パキスタン
パナマ
パプアニューギニア
ペルー
フィリピン
ポルトガル
大韓民国
ルーマニア
ルワンダ
セネガル
シエラレオネ
ソマリア
スリランカ
スーダン
エスワティニ
シリア
タイ
チュニジア
トルコ
ウガンダ
タンザニア
ウルグアイ
ユーゴースラヴィア
コンゴ民主共和国
ザンビア

注1　基金の資金を「開発途上にある国」のために使用することを規定する協定第七条第一項(b)に関し、イスラエルは、同項(b)の規定の適用を受けず、基金からの資金供与を求め又は受けるものではない。

第二部　当初拠出金の誓約額（注2）

第一区分 国名	通貨の単位	額	特別引出権（注3）相当額
オーストラリア	オーストラリア・ドル	八、〇〇〇、〇〇〇（注a）	八、六〇九、八四〇
オーストリア	合衆国ドル	四、八〇〇、〇〇〇（注a）	四、一九七、八六四
ベルギー	ベルギー・フラン	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、九三〇、八五五
	合衆国ドル	一、〇〇〇、〇〇〇（注a）	
カナダ	カナダ・ドル	三三、〇〇〇、〇〇〇（注a）	二九、四九七、四四六